

6 白鳳文化・律令国家

白鳳文化

藤原京の四大寺全てと言えるように。

大官大寺・薬師寺・**飛鳥寺** (元興寺)・**川原寺**

興福寺仏頭



もと山田寺の薬師三尊像の本尊の頭部、山田寺は、乙巳の変で中大兄皇子側についた蘇我氏一族の**蘇我倉山田石川麻呂**の氏寺。

薬師寺東塔

養階 のついた三重塔、一番テッペン**の水煙**も要注意。

薬師寺金堂薬師三尊像はやわらかいながら写実的で威厳あり。

論点 天武天皇の時代

律令国家が形成される、天武の時代は、天武天皇によって大官大寺・薬師寺が創建されるなど仏教交流は国家的に推進され、地方豪族も競って寺院を建立したので、この時期に仏教は急速に展開した。(京大)

大宝律令と官僚制

制定されたのが **文武** 天皇期。

天武の子→ **刑部親王**・**藤原不比等**らが完成。施行は**藤原仲麻呂**が頻出！

論点

① 法の完成

大宝律令 701 完成、翌年施行

養老律令 718 完成、施行されたのは **757** 年、政争が続き施行が遅れたのだ。

律令制は、形式的に 1885 年の **内閣制度** まで続くんですね。驚きです。

② 法の種類

律 …刑法

令 …行政・租税・土地制度などに関する規定法

格 …律令の補足・修正

式 …律令や格の施行細則

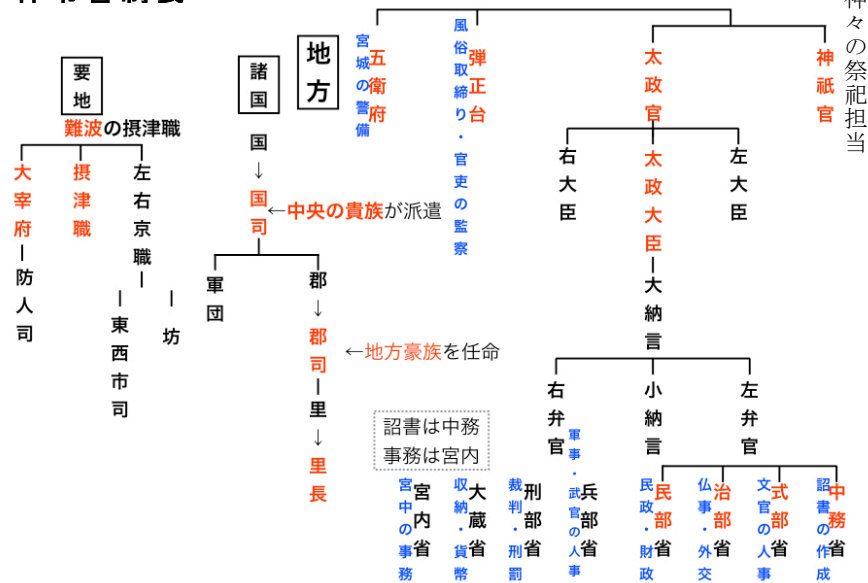
③ **中央行政組織**

文官の人事を扱う→ **式部省**、仏事や外交が **治部省**、僧侶を監督しているのはという出題あり。民政・財政の民部省、盲点は **内務省** はこのときにはないですね。三官八省二台五衛府は丸暗記事項。

地方官では国の長官(かみ)に当たるのが **守** で、中央の省は **卿** です。国の次官にあたる(すけ)は **介** になっています。



律令管制表



四等官制

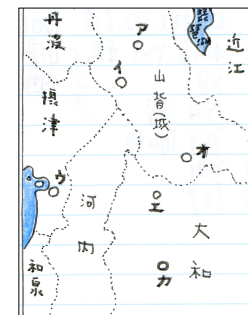
官職	省	太宰府	国	郡
かみ(長官)	卿	帥	守	大領
すけ(次官)	輔	(大少) 式	介	少領
じょう(判官)	丞	(大少) 監	(大少) 掾	主政
さかん(主典)	録	(大少) 典	(大少) 目	主帳

④ **七道**

これは地図で確認。東山・東海・北陸・山陽・山陰・南海・西海道。上野国が **東山道**、陸奥・出羽から近江国までが **東山道**、讃岐国は四国だけけど **南海道**、紀伊国も **南海道**、ちなみに北海道と中山道はありません。じっくり教科書の見返し眺めよう。オリジナル五畿七道図で確認してください。

⑤ 国・郡・里

郡 が大化の改新から大宝律令で **評** であったこと、郡評

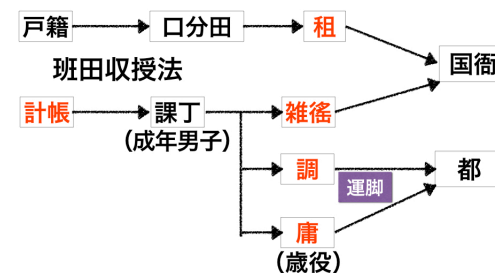


Pain is inevitable Suffering is optional

- 論争が重要。50戸で1里を編成のち郷と改称。
- ⑥ **摂津識**
今で言う副都心だから **摂津識** という。 **難波宮** が置かれた重要どころなのだ。
教科書 42 頁の記述 → **難波には摂津識** と書いてある。早稲田の文構で出題、でも教科書の範囲だ。
- ⑦ **大宰府**
外交上・軍事上の要地である九州北部には西海道を統括する **大宰府** が置かれた。太宰府ではない。大である。現在は太宰府市だが、 **遠** ^{みかど} 朝廷とも言われた。
- ⑧ **官位相当制**
太政大臣:一位、左右大臣→二位
先ずは意味→官吏は位階を与えられて **位階に相当する官職** に任じられた。位階は **30** 段階あり、位田・職田・功田・賜田等がもらえること、 **功田** ・ **職田** は子孫に伝えることができる。 **五位以上の子** は **父の位階に応じた位階** をあたえられる **蔭位の制** は重要語句。そうした土地給付のほかに、年2回与えられる現物給付 → **季録** がある。脚注で見過ごしそうな難問である。また五位以上の貴族は、調・庸・雑徭は **免除される** が、 **租は免除されない** ことに注意。貴族・官人は重罪でなければ実刑を免れた。
- ⑨ 五刑
貴族や役人に刑罰を免除される特権があったが天皇に対する謀反・尊属に対する不孝である **八虐** には免除がない。郡司が **笞** 罪までの裁判権を持った。

- ② **庸** : おもに成年男子を対象とした人頭税。都で年 10 日の労役にかえて布 2 丈 6 尺 (約 8m) を納める。 **調と庸は中央の財源** とされたが頻出。
- ③ **租** : 口分田など田地を対象とした土地税。収穫の 3 % を稲で納める。
- ④ **雑徭** : おもな成年男子を対象とした人頭税。年 **60** 日以内。 **国司のもとで土木事業などに従事** する。
- ⑤ **出拳(公出拳)** : 貸しつけられた稲を利息とともに納める。律令制下では国家の租税となったので公出拳ともいう。
- ⑥ **兵役** : 成年男子の約 3 分の 1 を各地の軍団に配属。

公民の登録と税の流れ



民衆の負担

論点

- ① **公地公民制**: 富の基盤である **土地と人民は国家の所有** とする。
- ② **個別に人民支配**: 国家が個々の人民を直接把握し、調・庸・雑徭などの **人頭税** を徴収する。
さあ、具体的にどうするのか! 6年毎に6歳以上の男女に **口分田** を与えて、死後は取り戻す。そんな狙いで税収の確保を狙いました。 **班田収授法** とはこれです。忙しかったんでしょ。6年はそれを感じさせます。

与える単位(班給)

6歳以上の良民男子 → **2** 段 (1段=360歩)

6歳以上の良民女子 → 男子の **2/3** = 1段 120歩。 **これが頻出!**

重要ポイント

- ① **戸籍** : 口分田班給などの(与える)ために人民を登録した基本台帳を整える。貴族は考えた。どうしたら俺たちが生きていけるか! 人民から税をとるんだ! **6** 年毎に作成され、 **30** 年間保存するものとされた。
- ② **計帳** : **調・庸などを徴収するための台帳**。 → **毎年作成**。戸籍と計帳の違いは明確にしておこう。

農民負担の内容

- ① **調** : おもに成年男子を対象とした人頭税。 → **地域の特産物** を納める。

INPUT 民衆の税負担

区分	正丁 21~60歳の男性	次丁 61~65歳の男性	中男 17~20歳の男性	備考
租	田1段につき 2束2把 (収穫の約 3% 、田地にかかる)			
調	絹・糸・布など郷土の産物を一定量	正丁の 1/2	正丁の 1/4	
庸	都の労役(歳役10日)	正丁の 1/2	なし	
雑徭	地方での労役60日以下	正丁の 1/2	正丁の 1/4	

五色の錢

陵戸、官戸、家人、公奴婢、私奴婢。大寺院や豪族のなかには、数百人を超える奴婢を所有したものもあった。